

## 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	チェック
次のいずれかの欠格事由に該当する法人は、指定を受けることができません。		
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		✓
ア 条例第16条第1項各号（第3号及び第6号を除く。2において同じ。）又は第2項各号（第2号を除く。2において同じ。）のいずれかに該当し、控除対象特定非営利活動法人の指定取消の手続が行われた場合において、その原因となった事実があった日以前1年内に当該控除対象特定非営利活動法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
イ 法第47条第1号イからニまでに掲げる者		
2 条例第16条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当し、指定取消の手続が行われた場合において、控除対象特定非営利活動法人でなくなった日から5年を経過しないもの		
3 法第47条第2号から第6号までに掲げるもの		

1 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
ア 控除対象特定非営利活動法人が指定を取り消された場合（指定期間の満了、解散又は指定基準の不適合により取り消された場合を除く。）において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該控除対象特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有	無
イ-イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有	無
イ-ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有	無
イ-ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有	無
イ-ニ 暴力団の構成員等の有無	有	無
2 指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人（指定期間の満了、解散又は指定基準の不適合により取り消された場合を除く。）	はい・いいえ	
3-2号 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ	
3-3号 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ	
3-4号 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ	
添付書類 指定の申出又は指定の有効期間の更新の申出時に、上記3-4号に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その他4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること	はい・いいえ	
3-5号 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ	
3-6号 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団	はい	いいえ
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい	いいえ